

議 事 日 程 (第 2 号)

令和6年3月5日(火曜日) 午後3時59分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第 5号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第8号)

議第 6号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第 7号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第 8号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第 9号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第10号 令和5年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

※専決処分の審議及び採決

日程第 2 議第 3号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について

日程第 3 議第 4号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について

日程第 4 議第41号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について

日程第 5 ※補正予算審査結果報告及び採決

日程第 6 ※令和6年度施政方針

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 10名

出席議員 10名

1番	駒 井 江 美 子 君	2番	今 野 博 義 君
3番	渋 谷 敏 君	4番	本 間 知 広 君
5番	那 須 正 幸 君	6番	佐 藤 俊 太 郎 君
9番	菅 原 和 幸 君	10番	土 門 治 明 君

11番 齋藤 弥志夫 君

12番 高橋 冠治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長職務代理者 副町長	池田 与四也 君	総務課長	池田 久 君
企画課長	渡会 和裕 君	産業課長兼 農委事務局長	舘内 ひろみ 君
地域生活課長	太田 智光 君	健康福祉課長	渡部 智恵 君
町民課長兼 会計管理者	伊藤 治樹 君	教育長	土門 敦 君
教育委員会 教育課長	鳥海 広行 君	農業委員会 会長	佐藤 充 君
選挙管理委員会 委員長	小林 栄一 君	代表監査委員	本間 康弘 君

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門 良則 議事係長 船越 早苗 主査 佐藤 明子

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時59分）

議長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長職務代理者池田副町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第2、議第3号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認
についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第3号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第3、議第4号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了します。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第4号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4、議第41号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第41号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5、補正予算審査の結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第5号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第8号)ほか特別会計等補正予算5件について、補正予算審査特別委員会、駒井江美子委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、駒井江美子委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(駒井江美子君)

令和6年3月5日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 駒井江美子

審査結果報告書

令和6年3月4日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第5号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第8号)

議第6号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第7号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第8号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第9号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第10号 令和5年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

2. 審査の結果及び意見

令和5年度遊佐町一般会計補正予算ほか、5件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長(高橋冠治君) お諮りいたします。

ただいま各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第5号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了します。

それでは、議第5号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第6号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第6号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第7号 令和5年度遊佐町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第7号 令和5年度遊佐町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第8号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第8号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第9号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第9号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第10号 令和5年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第10号 令和5年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長いたします。

次に、日程第6、令和6年度の施政方針に入ります。

町長職務代理者池田副町長。

町長職務代理者副町長(池田与四也君) 施政方針に先立ち、去る2月10日にご逝去された時田町長を悼

み、謹んでお悔やみを申し上げます。

また、元日に発生した能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、今もなお、避難されている被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、第571回遊佐町議会定例会の開催に当たり、町政運営の基本的な考え方を明らかにするとともに、令和6年度の主要な施策ならびに予算編成の概要について申し上げます。

1 はじめに

今年は、昭和29年8月1日、1町5ヶ村が合併し、今の遊佐町となって70周年の記念の年を迎えます。「未来へつなごうふるさと愛」をテーマに、昨年設置した記念事業実行委員会での準備のもと、記念事業を実施してまいります。

町政運営に当たっては、時田町政が掲げてきました「働き場、若者、賑わい いきいきゆざの構築」をキーワードとして、オール遊佐の英知（町民力）を結集し、引き続き、遊佐町のさらなる発展をめざしてまいります。

令和6年度は、後期計画の重点プロジェクトにも位置づけております、SDGsの理念を施策に取り入れた持続可能な地域づくり、遊佐パーキングエリアタウン整備事業、小学校空き校舎の有効な利活用、観光施設の長寿命化、遊佐高校存続のための教育の魅力化に取り組んでまいります。

また、昨年5月の「遊佐町ゼロカーボンシティ宣言」をふまえ、組織体制を整備し、全庁をあげて地域の脱炭素化に向けた施策に本格的に取り組んでまいります。

2 オール遊佐の英知（町民力）を結集したまちづくり施策の推進について、総合発展計画の基本目標に沿って説明いたします。

（1）まず第1点目として、「地域の特性を活かした産業振興と多彩な働き場の構築」について申し上げます。

初めに、雇用の安定と就労環境の充実について申し上げます。

新たな雇用を生み出す企業誘致の推進については、鳥海南工業団地において、鳥海南バイオマス発電所の建設工事がまもなく完成予定であり、本格稼働に向けて雇用の創出と拡大が期待されています。

また、金龍ウイスキー遊佐蒸留所でウイスキーが第4弾まで発売され、新たに令和5年には楯の川酒造のウイスキー月光川蒸留所が竣工しました。引き続き、地域の特性を活かして、企業誘致を推進します。

就労環境については、「若者を中心とするビジネス創出事業」を実施して関係組織と協力し、町内企業と求職者のマッチングと産学連携を図り、人手不足の改善、若者の地元定着に努めます。

次に、所得の向上と後継者育成について申し上げます。

商工振興および創業、起業支援については遊佐町商工会と連携し、引き続き、米〜ちゃんスタンプカード事業への支援を行うとともに、産業活性化対策事業などを充実し、創業者支援に努めます。

6次産業化の推進については、遊佐町地域活性化拠点施設の加工場を拠点とし、遊佐ブランド推進事業と連携して、マーケティングを駆使し、生産から加工、販売につなげ、加工品のブランド化と販路拡大に取り組めます。

遊佐町農業の主力産品である米については、県が提示する生産の目安が、前年と同程度であるものの、国内需要量の減少傾向を踏まえれば、長期的な生産減少は避けられません。

地域の適性に応じた農業生産を基本としながら、産地交付金の有効活用を図り、転作田での高所得生産を推進します。特に、付加価値の高い野菜や花きについて、産地化推進作物として生産を推奨し、農業者の所得向上と産地拡大をめざします。

園芸作物では、パプリカ、アスパラガスなどについて、国県の補助事業等を活用し、パイプハウスなどの整備を進め、生産基盤の充実を図るとともに、基盤整備事業を契機として検討されている新規園芸作物の産地化を支援します。

担い手の確保については、生産の効率化と担い手への農地集約を促進するため、地域農業の在り方や将来的な農地利用の姿を明確化する新たな地域計画の策定に取り組むとともに、町のチャレンジファーム事業と国の新規就農者育成総合対策等の活用により新規就農者の確保に努めます。

県営圃場整備事業では、杉沢前田地区、当山Ⅱ期地区、大楯地区、畑地区の面工事と野沢地区、岩野Ⅰ期地区の用排水路整備及び日向川北部地区の水利施設等整備工事を実施します。今後、令和14年度まで計画されている事業について、引続き支援します。

水産業については、国県の補助事業を活用しながら、海面・内水面漁業の振興を図る取り組みへの支援を継続します。

アワビ養殖実証事業については、飼育、販売、加工品開発等の体制の強化に努めます。

林業では、森林環境譲与税活用による、航空レーザ測量後のデータ解析を基に意向調査を実施します。また、県が推進する「やまがた森林（モリ）ノミクス」と共に、健全な森林環境整備に努め、被害量が拡大している松くい虫被害に関しては、全量駆除に向け、国、県と連携して防除に取り組みます。

次に、地域資源を活かした観光振興について申し上げます。

観光振興に取り組むにあたっては、NPO法人遊佐烏海観光協会をはじめ、他の関係機関・団体との連携のもとに、アフターコロナの誘客手段・事業開発を進め、交流人口の拡大に努めるとともに、兄弟町の宮城県大崎市、今年度が友好都市20周年となる東京都豊島区との、地域間交流事業の再構築をめざします。

町のシンボルである烏海山を会場に、今年も株式会社モンベルと連携した烏海山シートゥーサミットを開催し、100万人を超えるモンベルクラブ会員をはじめ、全国へ烏海山の魅力を発信し誘客に努めます。

烏海山・飛島ジオパークについては、今年度が日本ジオパーク再認定審査の年であることから、推進協議会及び構成市町と連携し再認定に向けて取り組みます。あわせて、「ユネスコ世界ジオパーク」の認定をめざすため、地域の自然資源や学術的価値についての調査研究を進め、町民理解、環境保護保全、郷土愛を育むジオ学習、産業・観光振興を推進します。

山形県の「里の名水・やまがた百選」に県内で現在76カ所選定されている名水のうち、本町から14カ所が選定されています。烏海山・飛島ジオパークのテーマである「水と命の循環」を体感できる湧水の郷として、自然環境の保全と観光や学習活動に活用するための環境整備を引き続き進めます。

日本海沿岸東北自動車道については、遊佐比子IC～遊佐烏海IC区間の開通が間近に迫り、山形・秋田県境区間の開通へ向けての期待が一段と高まってきました。令和8年度中の全線開通に合わせ、令和9年度初頭の開業をめざし、引き続き地域に豊かさをもたらす遊佐パーキングエリアタウンの整備に向けた具体的な取り組みを進めます。

(2) 2点目の〔若者に選んでもらえるまちづくり〕に関して申し上げます。

「第3次定住促進計画」3年目となる令和6年度は、アフターコロナによる本格的な経済活動にあわせ、積極的な移住定住施策の推進を図ります。

若者世代の定住促進のため、舞鶴地区若者定住住宅地の活用に引き続き取り組むとともに、新婚世帯の新生活に伴う経済的負担を軽減するための支援を行います。

また、本町での生活体験とおした移住のきっかけづくりとして新たに整備した遊佐駅前のお試し住宅の利用を促進するため、移住体験時の交通費や宿泊費の支援、Uターンを見据えた利用も含め制度の周知に努めます。

若者交流事業については、関係団体と連携しながら交流とおした出会いの場づくりに取り組みます。また、首都圏在住の遊佐町出身の若者を対象とした交流会を開催し、Uターンも視野に入れた町との絆づくり、関係人口の増加を図ります。

移住相談と町の情報発信においては、首都圏等での移住フェア等への参加、他自治体と合同による移住イベントや町独自の移住セミナーを開催します。また、関係団体と連携し、移住支援や移住後のアフターケアに取り組みます。

あわせて、空き家の利活用を推進するため、関係団体と連携しながら空き家バンク利用促進の支援、住居の選択肢の充実による移住定住促進を図ります。

地域おこし協力隊制度については、隊員の受け入れ体制を整え、新たな視点やスキルを活かした隊員活動とおして町の様々な課題の解決を図りながら、任期終了後の定住につなげる支援を継続します。

(3) 3点目として、〔共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり〕について申し上げます。

福祉関係では、町民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢者や障がい者、子どもや生活困窮者など、分野や属性・世代を問わず、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の令和7年度本移行に向けた準備に取り組むとともに、地域における支え合い体制づくりを引き続き進めます。

子育て支援関係では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業に取り組むとともに、子育てに関する新たなニーズへも対応します。また、入園者数が減少している保育園の方向性について、町民の意見を広く募りながら検討します。

介護保険関係では、第9期介護保険事業計画期間の初年度となります。現役世代の方々と共に、高齢者が住み慣れた地域の中で健康でいきいきと自立した生活が続けられるよう高齢者福祉施策等を検討します。また、高齢化率が上昇し、介護サービスの需要が更に増加・多様化することを見据えながら介護保険制度の安定した運営に努めます。

健康支援関係では、令和6年度から、現在の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合して「こども家庭センター」とし、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期からの切れ目のない支援を行い、母子保健と児童虐待防止等の様々な施策を総合的に実施します。

また、町民の健康寿命延伸をめざし、令和7年度から令和12年度までを計画期間とする第4次健康ゆざ21計画を策定し、生活習慣病予防対策の強化、ひきこもり支援や自殺予防対策の推進等、住民の多様化・深刻化する健康課題に取り組みます。

さらに新型コロナウイルス感染症等の疾病に対しても、引き続き医療機関や保健所等と連携しながら感染症対策に努めます。

国民健康保険関係では、国保世帯数及び被保険者数の減少に対し、中高齢者の加入割合増加や医療の高度化により、医療給付費は増加傾向という厳しい財政状況にあります。この状況に対処するため、国民健康保険税の適正な算定を行い安定的な制度運営に努めます。

また、現行の健康保険証が12月に廃止されるため、マイナ保険証・資格確認書等の適正な運用を行います。

(4) 4点目に、「鳥海山の豊かな自然と調和した快適な暮らしの創造」について申し上げます。

良好な地域環境、とりわけ鳥海山を源とする水循環と景観の保全是、町のかげがえのない財産として次の世代に引き継ぐべき重要課題です。臂曲地内の岩石採取事業を巡る係争については、令和4年1月に最高裁判所より上告を棄却する判決が言い渡され、町の主張がほぼ認められた控訴審判決が確定しました。また、令和5年4月には、県の不認可処分決定に対し事業者がその取消を求めた公害等調整委員会への不服裁定申請が棄却され、県の行政処分が適法であることが確定しました。なお、昨年10月にはゆぎ湧水学習会を開催し、これまでの振り返りと、現地踏査を行いました。鳥海山がもたらす恵みを次代に継承するために、町条例等の整備に向けた研究を進め、町民と共に共存の森保全活動や、水質・水量調査を継続して行い、学習会等で情報を発信することで豊かな水循環の保全に努めます。

「2050年カーボンニュートラル」は、国際社会の目標となっていますが、町としても、昨年5月に行った「遊佐町ゼロカーボンシティ宣言」、さらにこの3月に策定される「エネルギー基本計画」に基づき、脱炭素地域の実現に向けた施策を進めます。

また、住民向けの太陽光・蓄電池などの再生可能エネルギー設備導入やEV車の導入促進、住宅の省エネ化に取り組みます。

さらに、民間事業者や関係機関と協働し、町でつくられた自然エネルギーを町で循環させるエネルギーの地産地消のしくみを構築していきます。

遊佐町沖における洋上風力発電事業については、昨年10月に国の「促進区域」に指定され、現在、発電事業者の公募が行われています。発電事業者が決定した後は、風車の建築や地域振興策の取り組みなど、具体的に事業が動き出すことになります。国・県と連携しつつ、事業者とともに町の発展に向けた取り組みを進めます。

洋上風力発電に加え、先の脱炭素化に向けた取り組みを進めるために、この4月より新たな部署を創設し、事業を進めます。

ごみの減量と環境美化の推進に関しては、「遊佐町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民との情報共有と啓発に努めながら、ごみの減量化、分別収集の徹底、リサイクル率の向上を推進します。

廃棄物の適正処理と不法投棄防止については、不法投棄監視人の配置による常時監視や県との合同巡回を行うなど啓発活動に努めます。

河川の環境整備事業については、遊佐町河川情報連絡会での情報交換を充実させ、沿川地域におけるネットワークを強化するとともに、県と連携を図りながら、河川環境の整備と保全に努めます。

防災については、消防団員の処遇改善を行い、消防力の強化と消防団員の確保に努めます。また、避難

所用の資機材・備蓄品の整備や自主防災組織の活動を引き続き支援するなどして減災防災対策に努めます。さらに、災害時の避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進めます。

管理不全空き家対策については、相談会等の開催による適正な空き家管理の理解を得る取り組み、空き家解体費用の補助、空き家審議会の体制強化を図り、空き家利活用推進事業と併せて総合的かつ計画的に進めます。

町道の整備については、舗装補修や道路側溝整備等の維持管理に努めます。

橋梁修繕については、「遊佐町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、改修および維持管理の健全化に努めるとともに、耐用年数の延伸と維持管理コストの縮減を図ります。栄橋の落橋、撤去の対応については、落橋箇所である木橋部の本体撤去工事を進めます。現在、右岸側に作業ヤードを整備するため準備を進めています。

下水道事業については、ストックマネジメント計画に基づき管路施設等の改築・更新を順次進めていきます。また、公営企業会計への移行初年度となるため、適正な経理処理に努める他、下水道接続率の向上を図り、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

水道事業については、耐震化・更新計画に基づき、災害時の応急給水拠点の水源を確保するため、平津配水池に緊急遮断弁を整備します。あわせて、水道水の安定供給を確保するため、老朽化した配水管等の更新を計画的に進めます。

地域公共交通の確保の取り組みについては、デマンドタクシーを中心とした交通対策事業の充実に努め、生活交通の確保、町民の利便性の向上に努めます。

計画的な土地利用の取り組みについては、まちづくりの将来ビジョンを確立すべく、都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」に基づき進めます。

(5) 5点目の〔ふるさとを愛し、未来を拓く、いのち輝く町民の育成〕について申し上げます。

令和4年度に策定した「第2次遊佐町教育振興基本計画後期計画」に基づき、長期的展望に立った教育行政を計画的に推進します。

令和5年度に新遊佐小学校が開校し、小中各1校となりました。幼保小中高の一貫した教育のために、これまで以上に連携を密にして取り組みます。

コミュニティ・スクールの推進については、小中学校の学校運営協議会を機能させ、学校教育と地域の協働体制の充実にめざします。地域・家庭・学校が目標を共有しながら子どもたちの成長を支えるために、学校運営協議会を核にした地域学校協働活動の一体的な推進に努めます。また、地域の教育力を生かした教育活動をより充実させ、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

確かな学力の育成については、小中学校間でめざす子ども像の共有と義務教育9年間の系統性のある教育課程の実践に関する取り組みの充実にめざします。また、特別支援教育支援員の適切な配置や学習支援塾等による子どもたちの教育環境の充実、ICT支援員や部活動指導員の活用等による教職員の勤務環境の改善により、子どもたちに必要な資質・能力の育成に努めます。

小・中学校の施設整備については、暑さ対策のための工事を中心に学校施設長寿命化計画に基づきながら、計画的に施設の改修を行います。

青少年の健全育成については、学校・家庭・地域が連携して「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動と、

「躍動する遊佐っ子10か条」の実践を推進します。

少年町長・少年議員公選事業や中高生ボランティアサークル「くじら」等の活動をとおして、青少年の社会参加を促し、未来の地域づくりを担うリーダーの育成に努めます。

放課後子ども教室は、運営スタッフと連携しながら、児童が安全に過ごせる放課後の居場所づくりに努めます。

「心豊かにいのち輝く町民の育成」について申し上げます。

町民の生涯学習による自己研鑽と仲間づくり、生涯スポーツの推進、芸術文化鑑賞の機会を提供し、心豊かな町民の育成に努めます。また、遊佐町スポーツ協会や総合型スポーツ文化クラブ遊' s（ゆず）、遊佐町芸術文化協会等の関係団体の活動を支援し、連携を図ります。

中学校教員の働き方改革や、少子化の中でも継続的にスポーツや文化活動に親しむ機会を確保するために、休日の中学校部活動の地域移行の受け皿となる団体にコーディネーターを配置し、地域移行を進めます。

30回目の記念大会となる奥の細道鳥海ツーデーマーチでは、子供から大人まで多くの方が参加するウォーキング大会となるよう内容の充実に努めます。

読書環境の充実については、「第2次遊佐町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが本に親しむための環境づくりを進めます。

「歴史・文化遺産の継承と活用」について申し上げます。

国史跡小山崎遺跡については、令和3年度に策定した保存活用計画を踏まえ、今年度末には、具体的な整備内容を定めるために整備基本計画を策定し、令和6年度は、この計画に基づく史跡整備の基本設計について検討します。

あわせて、旧吹浦小学校を活用した遺跡のガイダンス施設と歴史民俗学習館の農具・民具などの収蔵展示に関する整備を検討します。

民俗芸能については、平成30年に「来訪神：仮面・仮装の神々」として「遊佐の小正月行事（アマハゲ）」がユネスコ無形文化遺産に登録されましたが、令和4年度からは杉沢比山保存会が「全国神楽継承・振興協議会」に加盟しており、令和10年度を目標に、全国の加盟団体とともに「日本の神楽」としてユネスコ無形文化遺産登録をめざします。

山形県立遊佐高等学校の支援については、地域連携協議会のもとで魅力化にかかる検討・協議を図りながら、県外留学生の受け入れと遊佐中学校からの入学者増加を図る取り組みによる学校・地域の活性化をめざします。また、町内の高等教育機関の存続により、地域の発展のための人材の育成や、高校を核にした関係人口の拡大など、地方創生の取り組みを推進します。

姉妹都市ハンガリー・ソルノク市との交流事業については、今年が姉妹都市協定締結20周年となります。中高生の派遣事業を実施するほか、記念事業に取り組みます。

（6）6点目として、〔人の絆で織りなす賑わいあふれるまちづくり〕について申し上げます。

協働によるまちづくりの推進について、遊佐町まちづくり基本条例に則って、地区まちづくり協議会の地域課題解決型の運営を支援し、関係者の研修機会の充実に努めます。

令和5年4月の新遊佐小学校への統合により閉校した空き校舎の活用にあたり、昨年1月に「遊佐町空

き校舎利活用基本計画」を策定しました。引き続き地域防災や、放課後の子どもの居場所づくり、地域の社会体育活動などでの活用を進めるとともに、旧蕨岡小・高瀬小へ地区まちづくりセンター機能を移転するため、地域との合意形成のうえ改修工事を進めます。

開かれた町政の推進については、町民による外部評価制度により事務事業の進捗状況や効果検証を行い、その内容を公開してより有効的・効率的な業務改善を図ります。

遊佐町、生活クラブ生協、庄内みどり農協の三者による、地域農業と日本の食料を守り、持続可能な社会と地域を発展させる共同宣言事業を推進します。

また、エネルギーの自給と循環型社会をめざして、町内に建設された「庄内・遊佐太陽光発電所」の収益の一部を活用して酒田市に設置された庄内自然エネルギー発電基金について、基金活用に係る協議会の運営を通して、庄内地域の持続可能な社会づくりに寄与し、「地域循環共生圏」ローカルSDGsの実現に取り組みます。具体的には、基金を活用し、空き校舎を利活用した餅加工事業の貸工房を整備します。地元の餅米生産を維持し、持続可能な町の農業の実現のため、共同宣言事業を推進します。

ふるさとづくり寄付金（ふるさと納税）については、返礼品の新規開発に努め、各種寄付受付サイトを活用しながら、経費節減と手続き等の利便性の向上を図り、リピーターの確保に努めます。

企業版ふるさと納税では、積極的に企業からの寄附を募り、地域再生計画に沿った事業に活用します。

遊佐元町地区の賑わい再生事業については、電動自転車レンタルと冷凍自販機が稼働中です。引き続き、賑わいが持続するよう、民間主導での事業を検討します。

デジタル化に向けた取り組みについては、高齢者対策として行っている「スマホ教室」「スマホ道場」、また次世代の人材育成の為にプログラミング教室を引き続き開催します。

公式LINEについては、イベント情報などの町の情報を発信するほかに、本年元日の能登半島地震による津波警報発出時に重要な情報を効率的に発信できたことから、町民の安全確保のために登録数の増加に努めます。

効率的な財政運営の推進に当たっては、町政運営に対する町民の信頼を確保するうえで、引き続き町税の適正・公平な課税の実現と収納率の向上に努めます。また、町民サービスの向上を図るため、窓口手数料のキャッシュレス決済の導入について、引き続き取り組みます。マイナンバーカードの利活用については、住民票等のコンビニ交付及び窓口証明書交付サービスの利用を推奨し利便性の周知に努めます。また、4月より相続の義務化が始まるため、制度について町民への十分な周知も行っていきます。

3 令和6年度当初予算編成について申し上げます。

令和6年度当初予算は、第8期実施計画を踏まえ、本町が抱える重要課題や、多様な政策課題に取り組んで行くための「政策実現予算」としております。

一般会計の当初予算は90億4,900万円、前年度対比で6億6,200万円の増額、7.9%の増となっています。

歳入における町税は、前年度対比1.4%減の12億7,424万円、地方交付税については、前年度対比1.5%増の34億2,883万円を計上しました。

町債では、まちづくりセンター改築事業債で4億1,820万円を計上するなど、総額で7億6,410万円、前年度対比で3億6,340万円の増額、90.7%の増となりました。

また、地域経済の回復に資する投資的経費を確保するため、財政調整基金や特定目的基金を活用するな

どして予算編成を行いました。

一方、歳出では、「働き場・若者・賑わい いきいきゆざの構築」を念頭に置きつつ、限られた財源を効果的に還元できるよう、事務事業の最適化の取り組みを進めます。

具体的には、若者定住のための子育て世帯に対する支援の拡充、児童・障がい者・高齢者の各医療給付や助成制度などによる福祉の充実、中学校部活動の地域移行や史跡小山崎遺跡整備に向けた取り組みなどによる教育・文化の充実など、町民の生活向上に資するソフト事業に積極的に取り組みます。また、遊佐パーキングエリアタウン整備や、小学校空き校舎を活用したまちづくりセンター改築や貸工房施設整備による地域活動・産業振興の拠点整備などの重点事業、新たに取り組む若者の起業支援などの創業・雇用促進事業により、定住促進や地域経済の活性化に努めます。また、遊佐高等学校の魅力化事業を地域の活性化に結び付ける取り組みも推進していきます。

「選択と集中」の考え方を基本に、健全な財政基盤の構築を図り、今後の地方創生の取り組みに資する財政運営の持続可能性を確かなものとしていきます。

4 結びに

新型コロナウイルスの取り扱いも、昨年5月8日より2類から5類になり、10ヶ月が経ちました。厳しい制限も無くなり、行動が自由になり、イベント等が開催され、観光、交流が以前と同じよう出来るようになりました。これからは、町民生活と地域経済がともに安定して進められるよう、普通の暮らしを取り戻せるように、取り組んでまいります。

遊佐町のさらなる発展、遊佐町のさらなる活性化のためにも「子どもたちに夢を」、「いきいき遊佐の構築」、「鳥海山との共生」の実現に向け、自らの先見性を養い、主体性をもって粉骨砕身の努力を重ねてまいります。職員と共に「全ては町民のために」の奉仕の心を大切にして行政執行にあたってまいります。

改めて、町民ならびに議会議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りますよう衷心からお願いを申し上げます、令和6年度の施政方針といたします。

議長（高橋冠治君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日3月6日、請願審査特別委員会が終了するまで延会いたします。

（午後4時58分）